

# 沖縄県地方創生推進会議について

資料1

## まち・ひと・しごと創生法

### 目的(第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

### 国の責務(第8条)

まち・ひと・しごと創生に関する総合戦略(目標や施策に関する基本的方向)を策定する。

H26年12月策定済

### 県の責務(第9条)

国の総合戦略を勘案して、地域の実情に応じた**地方版総合戦略の策定**に努める。

H27年度中に策定

## 沖縄県地方創生推進会議

### 地方版総合戦略策定について(国通知)

地方版総合戦略の策定に当たっては、**産官学金労等**で構成する**推進組織**で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要。

沖縄県版総合戦略の策定・推進に当たって、**沖縄県地方創生推進会議**を設置。

まち・ひと・しごと創生に関して専門的な知見を有する者10人以内で組織。